

令和7年6月30日

陳 情 文 書 表

環境農政常任委員会

陳情番号	5 3	付議年月日	6 . 1 1 . 2 6
件 名	三浦市への三崎漁港本港特別泊地及び周辺の貸しつけについての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	三浦市三崎町小網代 1 2 4 0 日 高 芳 子		
1 陳情の要旨 神奈川県が、三崎漁港本港特別泊地及び周辺を令和 8 年より三浦市に貸し付けるという決定について、その施行については、地元の状況をよく確認し、市民の理解を得られてから貸し付けるようにしていただきたい。 2 陳情の理由 三浦市民である私共も市議の方々も、三浦市が神奈川県に貸し付けを要望していることを、1 1 月 8 日付の神奈川新聞の記事で初めて知りました。 そもそも、市のこの地域を含むグランドデザインと言うものについて、情報公開請求しても、まだ「計画ができていない」「資料ができていない」などの理由で、市民にも市議会議員にもその計画の詳細が示されておりません、その一方で水産庁や国交省のホームページには華々しく今後の方針が載せられています。富裕層の誘致によって市民は「憧れ」が与えられるような文言がありますが、市民にどのような利益があるのか？は具体的には示されてはいません。市民からは「憧れ」は不要との声があります。 今後、優先的に指定管理者になるであろう業者とのやり取りについても情報公開請求してもほとんど出てこず、わずかにある復命書も黒塗りばかりです。三崎漁港（本港地区及び新港地区）海業振興を目指す用地利活用プロジェクトの事業者募集の際に優先交渉権者の選定で、なぜ、その業者に最初から加点がついているのかもとてもわかりにくいです。 二町谷に県の許可を得てつくられた市の栈橋も指定管理者が管理していますが、市民が使用したという実績はほとんど無いです。そこで行われるイベントについては、業者と市との共催なのに、業者のホームページで顧客むけには周知されているものの一般市民にはイベント前日の夜 8 時以降が報道の解禁になっており、ほとんどの市民は知ることもできません。実質、市民が立ち入れない場所が増えただけです。 神奈川県の市への貸付に関しては 1 1 月 1 3 日に一部の関連業者に説明会が行われましたが、その主催は一政党で、そこで市長が説明をするという形式で、一般市民に開放されたものではなく、個別に知らせを受けたものだけが参加できる形式でした。 9 月 3 0 日の環境農政常任委員会で永田県議が、地元との調整に配慮するようにと述べて下しましたが、市ではそのような配慮も無く進んでいる状況で、市民の不安は高まっております。そのような状況ですので、神奈川県として市民が不信感をいだいている計画に加担してしまうようなことが無いように、今一度精査し、貸付を早急に進めないようにご指導いただきたいです。よろしくお願いいたします。			

陳情番号	6 8	付議年月日	7 . 5 . 1 5
件 名	環境保全に関する規制基準策定についての陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
環境農政常任委員会	相模原市南区若松 6－1 1－2 三 嶋 真 子		
1 陳情の要旨 住宅専用地域での、日常生活等に適用される騒音・振動の規制基準の策定を陳情いたします。 2 陳情の理由 理由は以下の通りです。 ・ 現在、隣人宅から発生する早朝の騒音・振動により、健康上の弊害や日常生活への悪影響があります。 ・ 騒音公害の弊害については、世界保健機関により様々な健康上の問題が指摘されています。例えば睡眠・聴覚障害、心疾患や高血圧、認知障害のリスクが高まることなどです。個人的には、ストレスと苛立ち、睡眠障害、仕事効率の低下、社会的関係への悪影響などの原因となっています。 ・ 現在、神奈川県では商業施設や工場に対する騒音・振動の基準値を定めていますが、他県（東京都、埼玉県など）では、一般住宅から発生する騒音や振動にも規制が適用されています。 ・ 人々の健康、ウェルビーイングに不可欠な休息・睡眠の権利が住宅地においても守られることは、憲法で定められた健康で文化的な生活を営む権利につながると思えます。 ・ 他人への配慮や良心を伴う行動は強制できるものではなく、個人の考え方と行動選択によるところが大きいです。騒音・振動問題においては、被害者側による自己防衛努力ではすべて解決できることは不可能で、また話し合いによる解決が難しい、または逆効果になりうる場合において、現状は被害者に我慢または負担を強いる状況になっていると思います。問題の発生源側が行動を変えることが可能な場合に、それを促すような公的に定められた基準があることが望ましいと思います。			